

1人1台端末は令和の学びの「スタンダード」

文部科学省のGIGAスクール構想によるタブレットパソコンの子供1人1台環境は、これからの時代を生きていく子供たちが確かな学力を身に付けることができるように、そして、学校の臨時休業等緊急時においても子供たちの学びが十分に保障されるようにという考えから進められているものです。芦北町においても、令和3年度から導入し、1人1台端末を有効活用し、よりよい学習ができるよう取り組んでいます。



<調査活動>

インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録



<子供の個に応じる学習>

一人一人の習熟の程度等に応じた学習



<発表や話し合い>

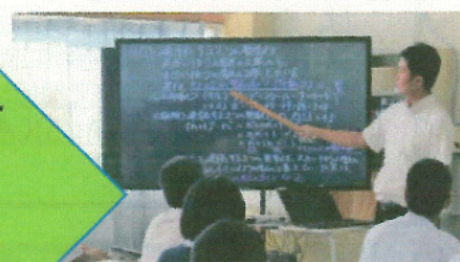
グループや学級全体での発表・話し合い

教育 × ICT

これまでの教育実践の蓄積と

最先端のICTの

ベストミックスを図る



<教師による教材の提示>

画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用



<協働での意見整理>

多様な意見・考えを議論して整理



<学校の壁を超えた学習>

交流校や社会科見学先等の遠隔地との交流学习

※ICTとは、通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながる技術のことです。

感染症及び災害等による臨時休業等緊急時においても、子供たちの学びを進めていくためには、保護者の皆様のご協力が必要となります。別紙『『新時代の学び』に向けた1人1台タブレット端末貸与について～保護者編～』をお読みいただき、「芦北町学習用iPadの利用についての同意書」を各学校へ提出くださいますよう、お願いします。

また、子供たちが授業用タブレットパソコンを家庭へ持ち帰る際には、次のことへのご協力をお願いします。

(1) 持ち帰る物は、右図の物を想定しています。家庭では大切に保管してください。また、毎日の授業で使うので、忘れないように持たせてください。

(2) インターネットを接続する際には、ご家庭の回線の利用をお願いします。

(3) 長期の持ち帰りになると充電が必要となります。充電器に関してはご家庭で準備（iPhoneの充電器と同じ）をお願いします。

※感染症及び災害等による緊急時においても円滑に活用できるようにします。



【持ち帰る物】
本体（カバー付き）

●モバイルルーターの貸出しについて

以下のすべてに該当する家庭には、インターネット接続に必要なモバイルルーターを貸し出します。希望される場合は、教育課までご連絡ください。

芦北町教育委員会 教育課 0966-87-1171

①芦北町立小学校、中学校に通っている児童生徒がいる。

②家庭に常時使えるインターネットの環境がない、又は、家庭でのインターネット回線では、速度に著しい遅延があるなど、家庭学習に支障がある。

※なお、通信費は各ご家庭で負担していただくこととなります。契約に関しては、貸し出し希望者に直接ご説明いたします。



＜子供の個に応じる学習＞
一人一人の習熟の程度等に応じた学習



＜調査活動＞

インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録



＜学校の壁を超えた学習＞

交流校や社会科見学先等の遠隔地との交流学习

ICT機器の効果的な活用を図りながら、子供たちの学びをサポートします。

－ 1人1台端末の時代となりました－ ご家庭で気をつけていただきたいこと①

□ 端末を使うときの健康面の注意点について

端末を使うときの健康面でのポイントを、本人の習慣として身につけられるよう、学校でも指導しますが、特に低年齢のお子さまの場合などは、保護者の方にも気にかけていただけると効果的です。



注意点！



① 目を、画面から30cm以上、離して使う

☞ そのためには、良い姿勢を保つことが重要です。お子さまの成長に応じて、机と椅子の高さを正しく合わせることも必要です。

② 30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、遠くを見る

③ 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する

☞ 一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ（輝度）を下げます。

☞ 画面の反射や画面への映り込みを防止するために、画面の角度も調整します。

※①や②は、紙の本や資料を読む場合でも重要です。

ご家庭で気をつけていただきたいこと②

□ 端末の利用時間等のルールについて

ご家庭で過ごす時間全体の中で、ご家庭で用意したデジタル機器も含めて、端末を、いつどのように使うか、お子様と話し合うことが大切です。



<最低限、守っていただきたいこと>

- ・ 少なくとも、寝る1時間前からは、デジタル機器の利用を控えるようにします。

☞睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され寝つきが悪くなります。

- ・ 学校で配られた端末は、学習に関係ない目的では使いません。

健康面に気をつけて使う場合でも、デジタル機器を使う時間があまりに長くなると、人とのリアルな関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する学習、地域社会での体験活動などの時間も、少なくなってしまうです。

成長期のお子様のバランスの良い発達の観点からも、（使い方にもよるため、一概に何時間までならOKということはいえませんが）、お子様がさまざまな経験や活動ができるよう、ご家庭でもデジタル機器全般の使い方について、この機会にお考えください。

□ 端末の安全な利用について

お子様のインターネット使用時や、スマートフォンを持たせる際には、インターネット上の犯罪等の被害者や加害者にならないようにするなど、適切な指導が必要です。

☞フィルタリングは、お子様にとって不適切な情報へのアクセスを遮断したり、インターネットでのトラブルを防いだりするのに役立ちます。

ご家庭で用意するデジタル機器に、携帯電話会社などが提供するフィルタリングサービスを活用することについてもご検討ください。



地域クラブ活動（民間経営）指導者・保護者のみなさんへ



熊本県中学校総合体育大会への参加には **事前申請が必要**です！



～登録要領～

1 仮申請〔期間：令和7年2月1日（土）～令和7年3月31日（月）〕

○以下のフォーム（または、QRコード）から手続きを行います。

<https://forms.office.com/r/ApcBvD85JG?origin=IprLink>



2 本申請〔期間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水）〕

①熊本県中学校体育連盟ホームページから「地域クラブ活動認定申請書」をダウンロードしてください。

②「地域クラブ活動認定申請書」に必要事項を記入の上、熊本県中学校体育連盟事務局へ郵送またはメールで送付してください。

③令和7年5月1日（木）から令和7年5月14（水）までを「確認期間」とします。

各競技団体への登録とは異なりますので、ご注意ください。

〔お願い〕

①熊本県中学校体育連盟ホームページに掲載された「熊本県中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加認定規定」についてご理解ください。

②申請方法や大会参加等でご不明な点は、下記の問い合わせ先に連絡してください

＜熊本県中学校体育連盟ホームページ＞<https://www.ctr-kumamoto.com/>



〔問い合わせ先〕

〒862-0901 熊本市東区東町4-15-1 熊本市立東町中学校内
熊本県中学校体育連盟 事務局 穂多田 直弘

☎ 096-368-7754 FAX 096-368-9959

事務局携帯：080-7983-3347

e-mail kumamoto-tyutairen@crest.ocn.ne.jp

湯浦中学校部活動育成後援会規約

芦北町立湯浦中学校

第1条 名称及び事務局

本会は湯浦中学校部活動育成後援会と称し、事務局を湯浦中学校に置く。

第2条 目的

本会は学校教育である部活動が円滑に行われるための育成及び後援活動を目的とする。

第3条 事業

- (1) 学校教育目標達成のための計画運営に関する事項の審議。
- (2) 日常の練習や競技会・発表会などへの参加協力。
- (3) その他、本会目的達成のための事業。

第4条 会員

本会は、湯浦中学校部活動生徒の保護者及びこれに賛同するものをもって組織する。

第5条 役員

本会に次の役員を置く。

会長、1名 副会長、若干名
事務担当者、1名

第6条 役員の任務

- (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第7条 役員の選出

- (1) 会長はPTA 副会長が、副会長はPTA 会長が兼任する。
- (2) 会長・副会長は総会において承認し、事務及び会計はPTA 会計と学校職員に委嘱する。(平成24年4月改正)

第8条 役員の任期

役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。また、役員に欠員が生じた場合の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 顧問

本会に総会の承認を得て顧問を置くことができる。

顧問は運営について会長の諮問に応ずる。

第10条 会議

- (1) 定期総会は新年度に開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- (2) 役員会は、会長・副会長及び顧問をもって構成し、会の運営事項を協議する。
- (3) その他、会長は必要に応じて各部後援会長を召集し、後援会長会を開くことができる。

第11条 各部後援会

部活動の各部に「部後援会」を置くことができる。その構成運営は次のとおりとする。

- (1) 部後援会に部後援会長・副会長を置く。
- (2) 部後援会活動は部活動担当教師と連絡を取り合い、話し合いのもとで行う。

附則

毎週、職員会議と校内研修のある日はノー部活デーとする。(平成29年1月より施行)

湯浦中学校部活動 規定

- 1 本校の部活動への入部は任意とする。(令和4年3月25日 一部改正)
- 2 原則として同一部活動を3年間継続するが、年度途中における所属の変更については、本人・家庭・担当指導者等が相談し柔軟に対応する。
- 3 校長は本人の同意のもと、職員を各部活動の顧問に充てることができる。
- 4 校長は各部活動の外部指導者を1年単位で委嘱することができる。
- 5 地域クラブ活動加入者が湯浦中として中体連大会の個人種目に出場する場合は校長の了承を得ること。ただし、県中体連に出場登録をしている場合は湯浦中として出場することはできない。(令和4年4月1日 一部改訂)
- 6 本校の部活動は野球部(男女入部可)、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バドミントン部・女子バドミントン部・総合文化部とし、兼ねて入ることはできない。(令和4年3月25日 一部改正)
- 7 部の設置及び改廃部・休部等については、各部で最低人数を事前に決め、2年連続で達しなければ、部活動顧問で編成する部活動担当者会で審議し、職員会議にはかり、校長がこれを決定する。ただし、他校との合同部活動として継続できる場合はこの限りではない。(令和6年4月2日 一部改正)
- 8 総合文化部の内容は、その年度の顧問の適性や専門性によって決定し、時期によって活動内容は異なる。(令和4年3月25日 一部改正)
- 9 活動時間については次のように定める。

(1) 月ごとの下校時刻は日没を基準に以下の通りとする。

部活動終了時刻・下校完了時刻

月	部活動終了	完全下校
4月	18:15	18:30
5月～7月	18:30	18:45
8・9月	18:15	18:30
10月	18:00	18:15
11月前半	17:45	18:00
11月後半～1月前半	17:30	17:45
1月後半	17:45	18:00
2月	17:45	18:00
3月	18:00	18:15

- (2) 各部で練習をしない日を週2回以上設ける。(毎週、職員会議と校内研修のある日をノ一部活デーとする。また、土・日のうちどちらか1日を休みとする。)
 - (3) 日曜日の活動は、月のうち3回を上限に実施できる。ただし、第1日曜日は家庭の日とし大会参加や練習は行わない。
 - (4) 定期テストの5日前より最終日の前日まで部活動を中止する。ただし公式大会が定期テスト期間直前・直後に開催される場合は、競技の特性や安全に配慮するため、保護者の承諾を得た生徒のみ1時間程度の練習を認めることがある。
 - (5) 休日及び長期休業中の練習時間は3時間程度とする。
- 10 競技会等への参加・出場
競技大会及び練習試合へ出場する場合は、参加・出場計画を大会の3日前までに提出し、校長とPTA会長の承認を得る。
 - 11 規定の改廃
この規定の改廃は職員会議において協議を行い、校長が決定する。

湯浦中学校PTA会則

湯浦中学校PTA

第一章 総則

(名称・事務局)

第1条 本会は、湯浦中学校PTAと称し、事務局を湯浦中学校内におく。

(目的)

第2条 本会は、会員が協力して、教育の振興と会員の資質の向上につとめ、親睦をはかることによって、生徒の健全な育成に寄与することを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従い自主的に活動する。

1. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為はおこなわない。
2. 本会は、生徒及び青少年の福祉のために活動する団体及び機関とは、本会則の目的に添い互いに協力しあう。
3. 本会は、他の団体や機関の支配や干渉は受けず、また、学校運営や学校の方針について干渉や支配をおこなわない。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

1. 会員の教育的資質向上をはかる。
2. 会員相互の親睦をはかる。
3. 学校と家庭及び地域社会の連携を密にし、適切な環境整備につとめる。
4. その他、本会の目的達成に必要なこと。

(会員)

第5条 本会は、次の会員により構成する。

1. 本校に在籍する生徒の保護者と、本校に勤務する教職員による正会員。
2. 本会の趣旨に賛同する入会希望者で、会員が推薦し役員会が承認した特別会員。

第二章 会員の権利・義務

(権利・義務)

第6条 会員は、次の権利・義務を有する。

1. 会員は、役員となり、また、役員を推薦することができる。
2. 会員は、本会の運営について報告を求め、また、意見を述べることができる。
3. 会員は、機関決定を尊重し、活動には積極的に協力する。
4. 会員は、役員会で免除の認められた者以外、全て規定の会費を納める。

第三章 役員・監査委員・顧問

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長・・・・・・ 1名
2. 副 会 長・・・・・・ 3名
3. 事 務 局・・・・・・ 2名
4. 地区委員長・・・・・・ 1名
5. 専門部部長・・・・・・ 2名（生活指導部を除く）

(監査委員)

第8条 本会に2名の監査委員をおき、会計の結果を総会に報告する。

(顧問)

第9条 本会に校長・教頭の2名の顧問をおく。顧問は会長とともに全ての会合に出席し、意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を統括し、総会・役員会及び全ての委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。また、各専門部会（環境体育部、家庭教育部、地区委員会）のサポートを行う。
3. 事務局は、会計事務と書記業務にあたり、必要に応じその内容の報告を行う。
4. 会長・副会長は、各種広報活動を行う。
5. 各部長は、それぞれに属する活動の運営を行う。

(執行部の選出)

第11条 会長・副会長・事務局・監査委員は指名委員会により選考し候補者を選出、本人の承諾を得たうえで、総会の承認により決定する。（ただし、男女構成については、配慮する。）

(地区委員および指名委員の選出)

第12条 地区委員は、各区より次にあげる定数分選出し、その委員の互選で地区委員長および副委員長を選出する。

地 区		地区委員	地 区		地区委員
内野小学校区			湯浦小学校区		
1	古石	1 人	2 宮崎	1 人	
	丸米		3 湯町	1 人	
	内野		4 湯南団地	1 人	
			5 橋本・山川	1 人	
			6 道園・柊	1 人	
			7 平生・女島	1 人	

1. 第12条の2 指名委員は、各地区よりそれぞれ1名(内野小学校区より1名以上)を選出し、その委員の互選で指名委員長および副委員長を選出する。

(学年委員の選出)

第13条 学年委員は、各学年より3名選出し、互選によりそれぞれ学年委員長1名を選出する。
また、自然災害等により選出が困難な状況が生じた場合には、執行部により選考し候補者を選出することができる。

(専門部の選出)

第14条 環境体育部・家庭教育部は、各地区よりそれぞれ1名(内野小学校区より1名)を選出し、その部の互選で部長および副部長を選出する。
また、自然災害等により選出が困難な状況が生じた場合には、執行部により選考し候補者を選出することができる。（ただし、生活指導部は地区委員が兼務する。）なお、教職員会員はいずれかの専門部に属し、保護者全員と協力して運営の推進をはかる。また、各専門部の仕事は次のとおりとする。

1. 生活指導部は、生徒の校外生活における補導
2. 環境体育部は、内外環境の整備および会員の体育・福祉の向上
3. 家庭教育部は、各種研修事業および会員の家庭教育の向上

(任期)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。任期を過ぎても後任者が選出されるまでは、その職にあるものとする。

第四章 機関

(機関)

第16条 本会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 常任委員会
3. 役員会
4. 執行部会
5. 指名委員会
6. 特別委員会

(総会)

第17条 総会は、本会最高の議決機関として全会員をもって構成する。

1. 総会は、年度初めと年度末に行う。ただし、会長が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開くことができる。
2. 成立は、会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席を要する。
3. 議決は、出席者の過半数の同意を要する。
4. 自然災害等により、開催が困難な状況が生じた場合には、書面議決を行い、議決回答票をもって開催することができる。
その場合、議決回答票の提出をもって出席とみなし、議決は3に準ずる。
執行部が議決回答表の未提出がないよう努め、その上で提出が無い場合は執行部一任とみなし、厳正な集計とする為に監査を行う。

(総会の付議事項)

第18条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

1. 役員の承認に関すること
2. 会務の報告および決算に関すること。
3. 事業計画および予算決定に関すること。
4. 会則の改廃に関すること（第28条による）。
5. 会費額に関すること。
6. その他、本会の目的達成に必要なこと。

(常任委員会)

第19条 常任委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員および地区委員・専門部委員・学年委員をもって構成し、必要により会長がこれを招集し、会務遂行上必要な協議をおこなう。

(役員会)

第20条 役員会は、第7条に定める役員により構成し、必要により会長がこれを招集し、次の事項を処理する。

1. 総会に提出する議案に関すること。
2. 総会から委任されたこと。
3. 各委員会から提出されたこと。
4. その他、本会運営に関すること。

(執行部会)

第21条 執行部会は、会長および副会長・事務局をもって構成し、必要により、会長がこれを招集し、次の事項を処理する。

1. 役員会に提出する議案に関すること。
2. 役員会から委任されたこと。
3. その他、執行に必要なこと。

(指名委員会)

第22条 指名委員会は、7地区の指名委員により構成され、必要な時期に、会長がこれを招集し、役員の選考に関して委嘱をする。委員長は、総会において選考の経緯および指名の理由等を述べ承認を受ける。

(特別委員会)

第23条 特別委員会は、特別な事項について必要があるとき、会長が役員会の承認により設置するが、次による。

1. 委員長は、会長が兼務し、委員は、委員長が役員の中から選出する。
ただし、構成比において半数を超えない範囲なら、必要な一般会員を委員とすることができる。(地区編成を行う場合は、地区委員を招集する。)
2. 特別委員会の設置に関しては、近い将来においてその活動内容について報告する義務を負う。
3. 活動終了後は、十分な記録を残し解散する。

第五章 経費

(収入)

第24条 本会の活動に要する経費は、会費・寄附金・その他の収入をこれにあてる。また、会費は年間3,000円/会員とする。

ただし、経費が不足する場合は、別途、徴収するものとする。

(予算)

第25条 本会の経費は、総会において決議された予算によってまかなわれる。

(決算)

第26条 本会の決算は、監査をうけて総会に報告し、承認をえなければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第六章 会則の改廃等

(改廃)

第28条 本会則は、総会で3分の2以上の賛成により改廃することができる。

(細則)

第29条 会長は、役員会の決議により、必要な細則を定めることができる。

(総会への報告)

第30条 会長は、前条に規定する細則については、近い次期の総会に報告しなければならない。

細則

(7地区)

第1条 第12条の7地区とは次をいう。

内野小学校区(古石・丸米・内野)、宮崎、湯町(湯東・湯北)、湯南団地、(橋本・山川)、

(道園・榕)、(平生・女島)

(慶弔および表彰)

第2条 慶弔に関しては、別に定める慶弔規定による。また、表彰に関しては、別に定める表彰規定による。

(役員会に提出する議案)

第3条 会則の改廃、その他役員会に提出する議案については、執行部において原案を作成する。

付 則

(執行日)

第1条 本会則は、平成21年4月18日一部改正、同日より施行する。
本会則は、平成22年4月17日一部改正、同日より施行する。
本会則は、平成23年4月16日一部改正、同日より施行する。
本会則は、平成27年4月18日一部改正、同日より施行する。
本会則は、平成29年4月15日一部改正、同日より施行する。
本会則は、平成31年2月27日一部改正、同日より施行する。
本会則は、令和2年3月5日一部改正、同日より施行する。
本会則は、令和2年5月8日一部改正、同日より施行する。
本会則は、令和3年2月24日一部改正、同日より施行する。
本会則は、令和5年12月12日一部改正、同日より施行する。
本会則は、令和6年12月5日一部改正、同日より施行する。

諸規定

(慶弔規定)

- 第1条1 対象は、生徒・保護者・職員およびその実父母実子とする。
- 2 死亡者にたいしては、次による。
- ア 生徒・・・花輪1本と香典5,000円、さらに弔電をもって会員の弔意を表わす。
 - イ 保護者・・・香典5,000円、さらに弔電を持って会員の弔意を表わす。
 - ウ 職員およびその実父母実子・・・イに準ずる。
- 3 入院にたいしては、次による。
- ア PTA主催事業によって10日以上入院した会員には、3,000円の見舞金を贈る。
 - イ 生徒が10日以上入院した場合は、3,000円の見舞金を贈る。
- 4 特に会長が必要と認める場合は、三役で協議のうえ決定する。

(表彰規定)

- 第2条1 対象は、正副会長・事務局で任期2年以上を原則とする。本会を代表しての研究発表など、顕著な功績を認められる会員も対象とする。
- 2 表彰は、年度末の定期総会の席上において感謝状をもっておこなう。対象者が出席できない場合は、同席において表彰に至った経緯を報告し、郵送など適宜の方法によっておこなう。
- 3 転出・退職の職員に対しては、退任式の席上または郵送など適宜の方法により、5,000円相当の記念品を贈り、労をねぎらう。

(旅費規定)

- 第3条1 対象は、本会を代表しての出張、もしくは研究大会等の会員とする。
- 2 支給は、次による。
- ア 鉄道及びバス利用の場合の交通費については、実費支給とする。
 - イ 自家用車利用の場合の交通費等については、出張地により決定する。金額は以下のとおりとする。
ただし、下記にない出張地については三役又は執行部で協議する。自家用車同乗の場合は（ ）内の金額を支給する。なお、出張者は会議要項等（コピー可）を事務局に提出するものとする。
 - ・芦北町内： 500円(250円)
 - ・津奈木町：1,000円(500円) 水俣市内：1,000円(500円)
 - ・八代市内：2,000円(500円)
 - ・宇城市内：3,000円(500円)
 - ・熊本市内：5,000円(500円)
 - ・熊本市内より遠方：6,000円(500円)
 - ウ 本会、その他にてマイクロバスなどの用意がある場合は支給しない。
 - エ 出張が全日にわたる場合は、昼食費として1,000円を支給する。
 - オ 宿泊料は、実費支給とする。（ただし、葦北郡PTA連合会の指定する宿泊施設とする。）
 - カ 参加費（負担金）は、別に実費支給する。

(諸規定の改廃について)

- 第4条 規定の改廃は、執行部においておこない、近い総会にて報告する。
付則

本規定は平成17年4月17日一部改正、同日より施行する。
本規定は平成23年4月7日一部改正、同日より施行する。
本規定は平成28年4月11日一部改正、同日より施行する。
本規定は平成29年3月23日一部改正、同日より施行する。
本規定は平成30年1月11日一部改正、同日より施行する。
本規定は令和4年2月25日一部改正、同日より施行する。
本規定は令和6年12月5日一部改正、同日より施行する。

《変更点》

- ・1世帯1役→各地区から選出
- ・副会長を2名→3名へ
- 環境体育部・家庭教育部・指名委員会をサポート、広報材料集め等
- ・役員会から指名委員を外す

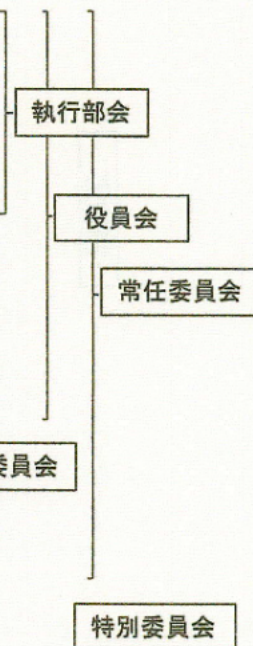
湯浦中学校PTA組織変更

R7.12.5改正

令和6年度		
役職	人数	備考
会長	1	
副会長	3	
会計	2	
地区委員	10	各地区から
環境体育部	8	各地区から
家庭教育部	8	各地区から
指名委員	8	各地区から
学級・学年委員	11	各学年から
監査	2	



令和7年度～		
役職	人数	備考
会長	1	
副会長	3	<u>役割を一部変更</u>
<u>事務局</u>	2	
地区委員	<u>7</u>	各地区から
環境体育部	<u>7</u>	各地区から
家庭教育部	<u>7</u>	各地区から
指名委員	<u>7以上</u>	各地区から
※常任委員会に所属しない		
学級 学年委員	<u>9</u>	各学年から
監査	2	



Point !

- ・会計の名称変更。【事務局】へ。また、業務内容に「書記業務」を追加する。
- ・副会長のサポート体制の見直し。役割として、環境体育部、家庭教育部のサポートはそのままにして、指名委員会のサポートから地区委員会のサポートに変更する。
- ・各委員会、専門部の人数を現状に合わせて見直しを行う。あわせて、「古石・丸米・内野」を1つの地区にまとめ、「内野小学校区」とする。
- ・関連する箇所の規約改正を行う。